

説 明 書

兵庫教育大学（山国）附属中学校校舎改修（Ⅱ期）建築設計業務に係る参加表明書及び技術提案書の提出に関する詳細は下記によるものとする。

なお、本業務に係る契約締結は、当該業務に係る予算が成立し、予算示達がなされることを条件とするものです。

本業務は、「公共事業の入札・契約手続の改善に関する行動計画」運用指針（平成8年6月17日事務次官等会議申合せ）記4に定める調達の対象外である。

- 1 公 示 日 2024年1月5日（金）
- 2 発 注 者 国立大学法人兵庫教育大学
 契約担当役 事務局長 田中 賢一
- 3 担当部局
 〒673-1494
 兵庫県加東市下久米942-1
 国立大学法人兵庫教育大学総務部環境マネジメント課環境管理チーム
 電話番号 0795-44-2030
 F A X 0795-44-2029
 メ ー ル office-kankyo-t@ml.hyogo-u.ac.jp
- 4 業務概要
 - (1) 業 務 名 兵庫教育大学（山国）附属中学校校舎改修（Ⅱ期）建築設計業務
 - (2) 業 務 内 容 改修工事に伴う建築実施設計作成業務
 附属中学校校舎（特別教室棟、体育館、北棟、武道場）改修
 - (3) 履 行 期 限 2024年3月29日（金）
 ただし、財政法の定めによる承認を得た後に下記の通り延長予定。
 2024年5月13日（月）
 - (4) 業務の詳細説明 別紙「設計業務委託仕様書」のとおり
 - (5) 本業務においては、参加表明書及び技術提案書の提出等を上記3まで持参又は郵送（書留郵便等配達記録が残る方法に限る。）すること。
- 5 参加表明書及び技術提案書の作成様式及び記載上の留意事項
 別紙「参加表明書作成要領」及び別紙「技術提案書作成要領」のとおり
- 6 受注資格の喪失
 本件業務を受注した建設コンサルタント等（協力を受ける他の建設コンサルタント等を含む。以下同じ。）及び当該建設コンサルタント等と資本若しくは人事面において関連を有する製造業者及び建設業者は、本件業務に関するすべての建設業務の受注資格を失う。
- 7 技術提案書の提出者に要求される資格
 次に掲げる条件を満たしている単体有資格者（以下「単体」という。）であること。
 - (1) 国立大学法人兵庫教育大学契約事務取扱規程第3条及び第4条の規定に該当しない者であり、かつ同規程第5条に定める資格を有する者であること。
 - (2) 文部科学省における令和5・6年度設計・コンサルティング業務「建築関係設計・施工管理業務」に係る一般競争（指名競争）の参加資格の認定を受けていること。
 （会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の

申立てがなされている者については、手続開始の決定後に一般競争参加資格の再認定を受けていること。)

- (3) 経営状況が健全であること。
 - (4) 不正又は不誠実な行為がないこと。
 - (5) 参加表明書の提出期限の日から技術提案書の特定の日までの期間に、当該契約担当役又は文部科学省から「設計・コンサルティング業務の請負契約に係る指名停止等の取扱いについて」（平成18年1月20日付け17文科施第346号文教施設企画部長通知）（以下「指名停止措置要領」という。）に基づく指名停止を受けていないこと。
 - (6) 見積に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと（資本関係又は人的関係がある者のすべてが共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。）。
 - (7) 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を行っていること。
 - (8) 兵庫県、大阪府、京都府、奈良県、和歌山県又は滋賀県に本店、支店又は営業所が所在すること。
 - (9) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、文部科学省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
 - (10) 次に掲げる基準を満たす管理技術者及び主任技術者を当該業務にそれぞれ配置できること。
 - (i) 管理技術者は、一級建築士の資格を有するものであること。
 - (ii) 主任技術者は、意匠担当・積算担当をそれぞれ配置すること。
 - (11) 平成20年度以降に、元請として完成・引渡しが完了した同種及び類似業務の実績を有すること。

※同種業務、類似業務とは以下のとおりである。

同種業務：元請けとして設計したSRC造・RC造・S造 3階以上で延べ面積2,000平米以上の建築物の内装改修、又は新営工事に係る建築の実施設計業務

類似業務：元請けとして設計したSRC造・RC造・S造 2階以上で延べ面積1,000平米以上の建築物の内装改修、又は新営工事に係る建築の実施設計業務
 - (12) 配置予定技術者については、同種又は類似業務の実績を有すること。
- 8 技術提案書の提出を求める者を選定するための基準
- (1) 上記7で要求する資格を満たす者。
 - (2) 配置予定技術者の能力
資格、同種又は類似業務の実績
 - (3) 技術提案書の提出者の能力
技術者数、技術力、同種又は類似業務の実績
- 9 技術提案書を特定するための評価基準
- (1) 配置予定技術者の能力〔審査のウェイトは90分の35〕
資格、同種又は類似業務の実績
 - (2) 技術提案書の提出者の能力〔審査のウェイトは90分の15〕
技術者数、技術力、同種又は類似業務の実績、ワーク・ライフ・バランス等の推進
 - (3) 業務の実施方針〔審査のウェイトは90分の40〕
業務内容の理解度、実施方針及び実施手法の妥当性、工程計画の妥当性、
技術者配置計画の妥当性
- 10 公示の写し 別紙のとおり
- 11 契約書作成の要否等 要
別紙「設計業務委託契約書（案）」により契約書を作成する。
- 12 支払条件
業務委託料は、請求に基づき2回に支払う。

13 参加表明書の提出期限、場所及び方法等

(1) 記7(2)に掲げる資格を満たしていない者も参加表明書を提出することができるが、記16(2)①の提出期限の日において、当該資格を満たしていなければならない。

(2) 参加表明書の提出期限、場所及び方法等

① 提出期限 2024年1月15日(月) 17時00分
ただし、休日は受付けない。

② 提出場所 記3に同じ

③ 提出方法

・参加表明書、技術資料の提出は、持参又は郵送(書留郵便等記録が残る方法に限る。提出期間内に必着)すること。

なお、ファクシミリによるものは受付けない。

④ 提出部数 ・参加表明書 1部
・技術資料 6部
・文部科学省における令和5・6年度設計・コンサルティング業務「建築関係設計・施工管理業務」に係る「一般競争(指名競争)参加資格認定通知書」の写し 1部
・一級建築士事務所の登録を証明する書類の写し 1部
・納税証明書(その1の法人税、消費税及び地方消費税の証明及びその3又はその3の3の未納の税額がないことの証明)の写し 1式
・管理技術者及び主任技術者の資格等を証明する書類の写し 各1部
・同種又は類似業務の実績を証明する書類(PUBDIS又は契約書、仕様書、技術者通知書等) 1式
※提出書類の詳細は、「参加表明書作成要領」及び各様式の記載事項を参照すること。

14 提出要請書の選定

(1) 参加表明者が、記7に掲げる資格を満たしているか否かの確認を記13(2)①の提出期限の日を基準日として行う。

ただし、記7(2)に掲げる資格を満たしていない者であっても、記16の提出期限の日において当該資格を満たしていることを条件として、当該資格を満たしていることを確認する。

(2) 記7に掲げる資格を満たしている参加表明者の中から、記8に掲げる基準に基づき、技術提案書の提出を求める者(以下「提出要請者」という。)を選定する。

(3) (2)の選定の結果は、書面により通知するとともに提出要請者を閲覧により公表する。

選定結果通知 2024年1月25日(木)

(4) 閲覧の開始及び場所

① 閲覧開始 契約締結後から
ただし、休日は行わない。

② 閲覧場所 記3に同じ

③ 閲覧時間 9時00分から17時00分まで

15 非選定理由に対する質問書の提出期限、場所及び方法等

(1) 提出要請者に選定されなかった者は、書面(様式は自由)によりその理由について説明を求めることができる。

(2) 質問書の提出期限、場所及び方法

① 提出期限 2024年2月5日(月) 12時00分
ただし、休日は受付けない。

② 提出場所 記3に同じ

③ 提出方法 持参又は郵送(書留郵便等記録が残る方法に限る。)すること。
ただし、郵送の場合は提出期限までに必着のこと。
なお、ファクシミリによるものは受付けない。

(3) (1)の質問に対する回答期限及び方法

① 回答期限 2024年2月15日(木) 12時00分

② 回答方法 質問回答書を郵送する。

16 技術提案書の提出期限、場所及び方法等

- (1) 記14(3)の通知により技術提案書の提出を求められた者は、技術提案書を提出することができる。
- (2) 技術提案書の提出期限、場所及び方法等
 - ① 提出期限 2024年2月8日(木)17時00分
ただし、休日は受付けない。
 - ② 提出場所 記3に同じ
 - ③ 提出方法
・技術提案書の提出は、持参又は郵送(書留郵便等記録が残る方法に限る。提出期間内に必着)すること。
なお、ファクシミリによるものは受付けない。
 - ④ 提出部数 技術提案書 1部
技術資料 6部
- (3) 提出期限までに技術提案書を提出しない者は、技術提案書の提出を辞退したものとみなす。

17 技術提案書の特定

- (1) 技術提案者が、記7に掲げる資格を満たしているか否かの確認を記16(2)①の提出期限の日を基準日として行う。
- (2) 記7に掲げる資格を満たしている技術提案者の技術提案書の中から、記9に掲げる基準に基づき、技術提案書を特定する。
なお、当該技術提案書に次ぐ技術提案書を次順位として選定する場合がある。
- (3) (2)の特定の結果は、書面により通知するとともに、特定した技術提案書(参加表明書を含む。)及び技術提案書が特定された者を閲覧により公表する。
特定結果通知 2024年2月16日(金)
- (4) 閲覧の開始及び場所
 - ① 閲覧開始 契約締結後から
ただし、休日は行わない。
 - ② 閲覧場所 記3に同じ
 - ③ 閲覧時間 9時00分から17時00分まで

18 非特定理由に対する質問書の提出期限、場所及び方法等

- (1) 技術提案書の特定されなかった者は、書面(様式は自由)によりその理由について説明を求めることができる。
- (2) 質問書の提出期限、場所及び方法
 - ① 提出期限 2024年2月27日(火)12時00分
ただし、休日は受付けない。
 - ② 提出場所 記3に同じ
 - ③ 提出方法 持参又は郵送(書留郵便等記録が残る方法に限る。)すること。
ただし、郵送の場合は提出期限までに必着のこと。
なお、ファクシミリによるものは受付けない。
- (3) (1)の質問に対する回答期限及び方法
 - ① 回答期限 2024年3月8日(金)12時00分
 - ② 回答方法 質問回答書を郵送する。

19 総合評価委員会の公表

- (1) 本手続に係る審査を行う総合評価委員会委員を閲覧により公表する。
- (2) 閲覧の開始及び場所
 - ① 閲覧開始 任期終了後(2024年4月1日予定)
ただし、休日は行わない。
 - ② 閲覧場所 記3に同じ
 - ③ 閲覧時間 9時00分から17時00分まで

20 説明書に対する質問

この説明書等に対する質問がある場合においては、次によること。

- ① 提出期間：2024年1月26日（金）から2024年1月31日（水）まで
上記期間の日曜日、土曜日及び祝日を除く毎日の9時から17時まで
（ただし、最終日の2024年1月31日（水）は、12時00分まで。）
- ② 提出場所：記3に同じ
- ③ 提出方法：事前にメール送信後、書面を持参又は郵送（書留郵便等の配達記録が残るものに限る。提出期限内必着。）することにより提出するものとする。
- ④ 質問内容及び回答内容は、次のとおり閲覧に供する。
期 間：2024年2月5日（月）から2024年2月7日（水）まで
（日曜日、土曜日及び祝日を除く）の9時から17時まで。
場 所：兵庫教育大学のwebページ
<https://www.hyogo-u.ac.jp/disclosure/tender.php>

21 その他

- (1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 参加表明書及び技術提案書の作成及び提出に要する費用は、参加表明者及び技術提案者の負担とする。
- (3) 契約保証金 納付
契約金額の100分の10以上の契約保証金を納付すること。
ただし、銀行、契約担当役が確実と認める金融機関若しくは保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。）の保証をもって契約保証金の納付に代えることができ、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除するものとする。
- (4) 参加表明書又は技術提案書の無効等
 - ① 同一の者が単体又は共同体の構成員として複数の参加表明書を提出した場合若しくは参加表明者が他の参加表明者の協力設計事務所になっている場合は、当該参加表明書は全て無効とする。
 - ② 虚偽の内容が記載されている参加表明書又は技術提案書は無効とし、提出要請者としての選定及び技術提案書の特定についてはこれを取消す。
 - ③ 参加表明書又は技術提案書が次の条件の一に該当する場合は失格となることがある。
 - ア 別紙の「参加表明書作成要領」又は別紙の「技術提案書作成要領」に示された条件に適合しないもの。
 - イ 提出期限、場所及び方法等に適合していないもの。
 - ウ 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの。
 - エ 記載すべき事項以外の内容が記載されているもの。
 - オ 許容された表現方法以外の表現方法が用いられているもの。
- (5) 手続における交渉の有無 無
- (6) 当該業務に直接関連する他の業務の契約を当該業務の契約の相手方と随意契約により締結する予定の有無 無
- (7) 関連情報を入手するための照会窓口 記3に同じ
- (8) 参加表明書及び技術提案書は返却しない。
ただし、技術提案書を特定した技術提案者の参加表明書及び技術提案書以外は、提出時に返却の希望があったもののみ返却する。
なお、返却を希望する者は、その旨を参加表明書及び技術提案書に記載すること。
- (9) 参加表明書及び技術提案書は、本手続以外に参加表明者及び技術提案者に無断で使用しない。
ただし、参加表明書及び技術提案書は、公正性、透明性及び客観性を確保するため必要があるときは、公表することがある。
- (10) 参加表明書及び技術提案書は、特定を行う作業に必要な範囲において、複製を作成することがある。
- (11) 参加表明書及び技術提案書の提出期限以降における参加表明書及び技術提案書の差し替え及び再提出は認めない。また、参加表明書及び技術提案書に記載された担当予定者は、病休、死亡、退職等の極めて特別の理由があると認めた場合を除き変更することはできない。なお、当該技術者の変更を認めた場合を除き当該技術者を

配置できない場合は、提出要請者としての選定及び技術提案書の特定についてはこれを取り消す。

- (12) 参加表明書及び技術提案書の作成のために発注者より受領した資料は、発注者の了解なく公表又は他の目的のために使用することはできない。
- (13) 提出要請者の選定及び技術提案書の特定その他の手続に不服がある者は、「政府調達に関する苦情の処理手続」（平成7年12月14日付け政府調達苦情処理推進本部決定）により、政府調達苦情検討委員会に対して苦情申立てを行うことができる。
- (14) プロポーザル方式の趣旨に鑑み特定された技術提案書の内容が基本設計業務の実施条件になるものではない。
- (15) 特定された者の技術提案に盛り込まれた内容のうち、発注者が実施すべきと判断したものについては、特記仕様書に明記することとする。
- (16) 契約締結前に建築士法第24条の7に基づく重要事項説明を行うこと。
- (17) 手続き等については、簡易公募型プロポーザル方式（拡大）による。